

自衛官の靖國神社参拝の

処分について思う

理事長 火箱 芳文



はじめに

本年は日本にとって幸先の悪いスタートになった。新しい年を迎え希望に溢れる元日を過ごしている中、突如襲ってきた能登半島地震、翌日の羽田空港での衝撃的な航空機衝突事故と暗い出来事が続いた。能登半島地震では自衛隊は元日から出動、2日には統合任務部隊を編成し、1万人規模の態勢で災害対応に当たり、2月統合任務部隊は解除したものの、今も派遣が継続中である。後輩隊員に対し頭の下がる思いです。

辰年は政治の大きな変化が起きることが多い年と言われ、戊辰戦争（1868年）、日露戦争（1924年）が辰年に起きている。政変の年とも言われ、戦後5回しかない辰年の内3回も総選挙が行われている。またロッキード事件やリクルート事件といった汚職事件も辰年に発覚している。反面、東京五輪・東海道新幹線開業（1964年）、青函トンネル・瀬戸大橋開業（1988年）、東京スカイツリー開業（2012年）など国家プロジェクトが始まった年も多く、龍の如く飛躍のキツカケになる年であって欲しいと願っています。

靖國神社への陸幕副長等の靖國参拝報道と処分について

自衛隊は災害派遣中だったが、偕行社は1月8日恒例の靖國神社に参拝し賀詞交換会を行いました。今年4月から陸修偕行社への移行を控え、陸修会が組織的に偕行社の伝統を引き継ぐことを英霊に報告し、お導き頂けるよう祈願した。靖國神社への参拝を終え清々しい気分での新たな覚悟をもって偕行社の運営に取組んでいこうとする矢先、1月11日夜毎日新聞が「陸自幹部らが集団で靖國参拝、通達違反の可能性。防衛省が調査開始」との誠に遺憾なスクープ記事が出た。

これに追従し多くのマスコミや共産党を始め左翼政党は昭和49年11月19日の部隊参拝や隊員に参加の強制を禁止している事務次官通達に違反する可能性があり、憲法20条及び89条の政教分離の規定に違反するのではないかと批判した。防衛省は昭和49年に出された古い通達とはいえ、規律違反があれば厳正な処分を下すとして調査を開始した。規律を重んじる自衛隊としては当然であるが、処分などがなされれば今後自衛官の靖國神社や神祠などの参拝を委縮するようなことに繋がりはしないか危惧していた。

次官通達の『宗教的活動について』3項（部外行事への参加）には「非宗教団体が主催する慰霊祭、追悼式等であって宗教的色彩がないものに参加することはむろん差し支えない。また、それが宗教的形式をとる場合であっても社会儀礼上相当

であると認められるものである限り、部隊等の長がその招待に応じて、公人として参加することは差し支えない。神祠、仏堂、その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝すること及び隊員に参加を強制することは厳に慎むべきである」とある。自衛官は国を守るために場合によっては命を投げ出す存在である。一方靖國神社や護國神社は国の為には戦って亡くなった兵士を祀った施設である。国際情勢の変化を受け日本の有事の可能性が否定できないことから、日頃からの部隊への安全祈願、国を守る覚悟を改めて英霊の祀られる施設を訪れ祈願することは、自衛官としての当然の行為であり、これを制限することは国家としてあつてはならない。静かに見守つてやるべきであり、ましてや自衛官だからと言つて制限すべきではない。

撤廃されるべき事務次官通達

通達は隊員個人の信教の自由を尊重するとともに自衛隊(国)が組織として宗教的活動に関わつていと疑念を抱かれないように、宗教施設への部隊参拝や隊員への参加の強制を現に慎むよう定めたもので、半世紀前に出されたものである。

国基研副理事長の高池弁護士によれば、「この通達は昭和52年7月13日の津地鎮祭の大法廷判決にも合致しておらず、しかも最高裁判決よりも以前のものであり、この判決が出た

時点で廃棄されなければならなかつた」と述べている。

この報道を受け防衛省はどのような結果を出すだろうかと注目していたが、26日調査結果が公表された。陸幕副長他9人は、参拝に公用車を利用したとして「訓戒」、「注意」、「口頭注意」とし、「部隊参拝」や「参加の強制性」等はなく通達違反には該当しないとの発表があつた。今回の処分は公用車利用に関する違反であり、防衛省の判断には一定の評価をする。しかし参拝時の公用車利用の処分は軽処分とも言えども参拝における前例として残る。防衛省は今後参拝に際しての公用車の利用や玉串料の公費支出の禁止を通達に追記するなど改正を検討するとの報道があるが、今回の事案で明らかのように私的か公的か個人か集団かの線引きは難しい。また自衛隊の予算項目に玉串料代などはないことから公費支出はあり得ず、公用車の使用に当たつても公務で外出中の途中神社参拝を済ませたい場合もある。交通事情の悪い地方においては護國神社等へ参拝時マイクロバスなどで便宜供与せざるを得ないところもある。通達があることによつて公用車の運行を制限し、参拝を制限、萎縮することになれば、純粹に国の為に命を懸けて取り組もうとする自衛官の気持ちに釘を刺すことにならないか危惧する。勿論隊員への強制参拝はあつてはならないが、自衛官の参拝の自由を委縮させるような通達は最高裁判決より前に出され、形骸化しており、この際改正ではなく廃止すべきである。